

平成25年9月20日（金曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（川本貴也君）
7 番（泊 満夫君）	8 番（山本良熙君）	9 番（上川正衛君）
10 番（川口幸路君）	11 番（太田和博君）	12 番（藤本誠助君）
13 番（井上正清君）	14 番（三枝邦彦君）	

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡田好平）	教 育 長（藤本義則）
総務課長（難波正樹）	企画課長（糸 英彦）
税務課長（中井俊博）	福祉課長（須浪宏和）
健康増進課長代理（奥村 忠）	住民環境課長（椎木 孝）
人権対策課長（澤田 穰）	建設課長（樋口英士）
農林水産課長（前田満照）	商工観光課長（宮原正行）
教育総務課長（宮原隆昌）	生涯学習課長（南堀英二）
病院事務長（三木俊明）	水道課長（川本公義）
出納室課長（木下公明）	債権管理室課長（岡田耗使）
総務課課長補佐（川田順也）	総務課係長（三枝恵吾）

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（塩本 元）
--------------	----------

議事日程 第2号

別紙のとおり

平成25年9月土庄町議会定例会

議事日程（第2号）

（平成25年9月18日招集）

平成25年9月20日（金曜日）午前9時30分 開議

日 程

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告
（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 議案第1号：平成25年度土庄町一般会計補正予算（第2号）
- 第 3 議案第2号：平成25年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第3号：平成25年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第4号：平成25年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第6号：土庄町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部
を改正する条例
- 第 7 議案第7号：土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例
- 第 8 議案第8号：土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第9号：新たに生じた土地の確認について
- 第 10 議案第10号：字の区域の変更について
- 第 11 議員の派遣について
- 第 12 閉会中の継続調査申出について
- 第 13 一般質問

開議

○議長（三枝邦彦君）

ただ今の出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（三枝邦彦君）

これより本日の日程に入ります。

日程第1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長、川本貴也君。

○総務建設常任委員長（川本貴也君）

おはようございます。議案第1号、平成25年度一般会計補正予算第2号の所管部分と議案第2号の特別会計補正予算、議案第6号、7号の条例関係、議案第9号、10号の新たに生じた土地の確認と字の区域の変更について、当委員会に付託されました。

この案件につきまして、9月18日に委員会を開催し審議いたしましたので、この結果について順次主なものについてご報告申し上げます。

まず企画課所管部分について。15ページ一般管理費の職員給与費と人事給与事務費は、6月22日付けで退任となった副町長の給与・職員手当等の減額と6月24日から1月21日までの参与の報酬です。企画事務費の減額は、消費者行政活性化事業を県の地方消費者行政活性化交付金を財源とした基金により行うこととなったためです。

続いて、61ページの議案第6号 土庄町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、特定法人、具体的には小豆島オーリーブバス株式会社に職員を派遣するために条例に規定すべき事項を追加したものであります。

条例の改正に至った理由は、小豆島オーリーブバスへの生活交通維持費補助金等の交付決定の取り消し及び返還が生じたため、補助金申請の内部統制を取るため2町から職員の派遣をすることとなったそうです。

次に、65ページの議案第7号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、土庄中央病院において過酷な勤務状況にある救急

医等の処遇改善を図り、救急医療体制を維持するため、救急勤務手当を加えるもので県の補助があると説明がありました。

委員からは、小豆島オリーブバス株式会社への派遣の申し出先、補助金に対する監査・検査、派遣する職員の業務内容や派遣期間、バス路線の今後の展望等について質問がございました。

執行部より、派遣については経理の監督とガバナンスの強化のためであり、職員の身分は退職しての派遣であるが、その間は公務として十分な配慮を行うこと、業務内容は補助申請事務や経理事務を行うことと答弁がありました。また、補助金返還対象路線である三都線の今後は不透明であると説明がありました。

以上で質疑が終了し、企画課所管の全議案につきまして、全委員異議なく承認いたしました。

次に、税務課所管部分について。15 ページ賦課徴収事務費 234 万 7,000 円の補正です。これは、地籍調査後の地積による固定資産税の課税に向けての準備のため、法務局のデータと課税台帳のデータ 93,000 筆を突合し、調査後の地積で課税額を試算するための経費であるとの説明でした。

委員からは特に質問もなく、税務課所管部分につきまして、全委員異議なく承認いたしました。

次に、水道課所管部分について。33 ページの議案第 2 号 平成 25 年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号につきまして、繰越金 329 万 6,000 円、一般会計繰入金 236 万 3,000 円を歳入として、町道壇山線道路改良工事に伴う水道管の移設修繕費用と漏水修繕費用が 164 万 6,000 円、家浦・唐櫃簡易水道と甲生簡易水道を豊島簡易水道へ事業統合するための基本計画策定業務委託費を再見積りした結果、不足する委託料 236 万 3,000 円の増額補正と、唐櫃浄水場の 2 号貯水池への導水管として水質の安定を図るため、既設管を流入管に、流出管を新設する工事請負費 165 万円の増額補正であります。

委員からは特に質問もなく、水道課所管部分につきまして、全委員異議なく承認いたしました。

次に、農林水産課所管部分について。19 ページ農業振興費から 21 ページの農地費において、有害鳥獣被害防止事業 268 万 4,000 円は、大部地区において鳥獣被害を防ぐための委託料と、今年度設立した鳥獣被害対策協議会の会員らにより設置するワイヤーメッシュ柵の原材料費で、県の補助金 2 分の 1、残りについては町費です。

地域農業マスタープラン作成事業 106 万 2,000 円は、人・農地プランの実施地区のデータ入力と地図の整備を行うもので、財源につきましては、全額国の

補助金です。

青年就農給付金事業 75 万円は、新規就農者への交付金で、1 人につき 150 万円交付されますが、夫婦で就農する場合は 1.5 人分交付されます。夫婦での就農がありますので 0.5 人分の給付金を補正するものです。財源は全額国の補助金でございます。

オリーブ生産拡大総合支援事業と耕作放棄地再生対策事業は、灌水施設の追加及び事業費変更による増額補正で、財源は県の補助金と事業者負担でございます。

瀬戸の農村いきいき体験支援事業 61 万円は、大鐸村里味噌づくりの会が、地元で収穫した大豆を利用して、加工・販売の 6 次産業化を行おうとする加工施設に助成するもので、財源は県 2 分の 1、町 4 分の 1 で、残りは事業者負担でございます。

グリーンツーリズム推進事業 5 万円は、大鐸営農部会が行う収穫祭に対する町の補助金 4 分の 1 を新たに計上するものであります。オリーブ牛研究事業 25 万円は、小豆島オリーブ牛研究会への活動助成です。農地一般事業 15 万 5,000 円は、単県土地改良事業に対する町の嵩上げ補助金。同じく 21 ページの漁港維持管理費 120 万円は、小部漁港の護岸コンクリートの施工と王子前漁港臨港道路のうちフレトピアホール横道路側溝の蓋かけを行うものであります。

委員からは特に質問もなく、農林水産課所管の議案につきましては、全委員異議なく承認しております。

次に、商工観光課所管部分につきまして、23 ページ観光事務費 88 万 4,000 円は商工観光課で雇用している臨時職員 1 名をイベント等準備のため引き続き 3 月末まで延長するための賃金です。

次に観光団体・イベント助成事業の温泉観光振興補助金 268 万円は、25 年度温泉配湯資金並びに共同広告宣伝費へ助成するもので、瀬戸内国際芸術祭事業の石の絵手紙設置委託料 59 万 7,000 円は、本町の陣屋跡へ石の絵手紙設置を行う費用であります。

次に小豆島映像支援事業の実行委員会負担金 100 万円は、来年の春公開予定の「瀬戸内海賊物語」への補助を小豆島町・小豆島観光協会等とともに、小豆島映像支援実行委員会を通して行うものであります。

最後に、高見山公園句碑移設事業 50 万円は、小豆島町の旧太陽の丘にある赤松柳史に関わる句碑 94 基を高見山公園へ移設するための設計委託料との説明がありました。委員から、高見山公園句碑移設事業の全体計画額はいくらなのかとの質問に対し、全体額で 4、500 万円、今回の 50 万円はその詳細設計のための委託料であるとの回答がありました。

また、観光団体・イベント助成事業 268 万円の財源についての質問があり、24 年度に積み立てた観光振興基金からであるとの回答がありました。また、石の絵手紙設置はどこまでやる予定か、という質問に対し、最終的に約 50 基を計画している、との回答がありました。

以上で、商工観光課所管部分の議案につきまして、全委員異議なく承認しております。

次に、建設課。建設課につきましては、23 ページ土木総務事務費 5 万円は国道 436 号整備期成同盟会負担金で、小豆島町と 2 町での負担です。町道維持管理費 300 万円は、家浦地区ほか 4 箇所の舗装工事であります。町道新設改良事業 1,120 万円は、平木地区ほか 7 箇所の改良工事を行う予定です。

25 ページ河川等改良工事 580 万円は、黒岩地区ほか 3 箇所の生活排水施設整備工事を行う予定です。港湾施設維持管理費 47 万 3,000 円は、土庄港港務所待合ホールエアコン修繕費です。港湾建設費は馬越港の設計委託料の残額を工事請負費に組み替えるものです。

27 ページ公営住宅維持管理費 81 万 3,000 円は、大木戸住宅の退去 3 件に伴う修繕費でございます。

31 ページ公共土木施設災害復旧事業 640 万円は、6 月 20 日発生の台風 4 号による災害復旧費で、落石除去、側溝堆積物除去等の施設修繕費として 320 万円、見目地区ほか 2 箇所の石積等復旧工事で 320 万円となっております。

69 ページ議案第 9 号 新たに生じた土地の確認についてですが、香川県が県道屋形崎小江湊崎線の道路整備として、公有水面の埋め立てを行いました。それに伴い本町内の区域に新たに土地が生じたものです。

71 ページ議案第 10 号 字の区域の変更についてですが、議案第 9 号で確認した土地を小豆郡土庄町大字淵崎字尼谷に編入することにより、本町内の字の区域が変更となることから、これを定めるものです。

委員から、町道の舗装修繕工事と局部改良工事の施工箇所について質問があり、舗装修繕工事として、家浦 2 箇所、唐櫃、長浜、小部地区の 5 箇所を計画、局部改良工事として、平木、大部、湊崎、長浜、家浦、赤穂屋、柳、小馬越地区の 8 箇所を計画していると回答がありました。

以上で質疑が終了し、建設課所管部分につきまして、全委員異議なく承認いたしております。

最後に、総務課所管部分について、地方債補正と補正予算関係 6 件について説明がありました。

まず、6 ページ地方債補正は、港整備交付金事業の唐櫃漁港 720 万円を追加し同金額を田井漁港から減じるものであります。

27 ページ消防費の消防団運営事業 8 万 2,000 円は、土庄分団鹿島班屯所警鐘台サイレンの備品購入費用です。

消防団施設維持管理費 77 万 1,000 円は、豊島分団中途入団 2 名の被服等と大部分団本屯所の雨漏り修繕の費用でございます。

災害対策事業のうち需用費 16 万 8,000 円は、16 年高潮災害の被災水位表示ステッカー老朽化による貼り替えのステッカー費用、委託料 60 万円及び工事請負費 1,562 万円は、アクティブ大鐸に再生可能エネルギー事業による太陽光発電と蓄電池設置の為の設計費と工事費で、合わせた事業費 1,622 万円は全額県費補助です。

委員から、アクティブ大鐸太陽光発電は家庭用と同じなのかとの質問に対し、この事業は売電するのは目的外使用となるので、施設内での使用と蓄電を行い、余った電力は売電可能と回答がありました。さらに、電力容量については事務所と避難部屋の蛍光灯などの 3 分の 1 程度、2 日分とのことでした

以上で、総務課所管部分の議案につきまして、全委員異議なく承認いたしました。

以上、総務建設常任委員会へ付託されました案件の審議内容の報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（三枝邦彦君）

教育民生常任委員長 濱中幸三君。

○教育民生常任委員会（濱中幸三君）

おはようございます。

議案第 1 号、平成 25 年度一般会計補正予算第 2 号の所管部分と議案第 3 号、4 号の特別会計補正予算、議案第 8 号の条例関係について、当委員会に付託されました。

この案件について、9 月 18 日に委員会を開催し審議いたしましたので、この結果の主なものについて順次ご報告申し上げます。

はじめに、教育総務課所管部分について、16 ページ保育所費は制度改正による事業名の変更と節の組み替えで、予算の増減はありません。続いて 27 ページ ALT、外国語指導事業は、講師の交替による帰国旅費と負担金です。続いて 29 ページ教育振興事業について、長栄暁氏からの 10 万円の寄附金を四海小学校の消耗品購入に充てます。続いて、幼稚園費の維持管理費は、大鐸幼稚園の雨漏りを部分的に防水補修を行うものです。

委員からの質問は特になく、教育総務課所管の議案について、全委員異議なく承認いたしました。

次に、生涯学習課所管部分について、19 ページ働く婦人の家運営費の維持管理費は、災害等非常時の炊き出しなどができるように調理実習室の施設等修繕と備品購入として129万9,000円を補正、次に29 ページ公民館費は、北浦公民館の非常灯などの修繕費18万4,000円の補正です。

31 ページ体育施設費は、これまでシルバー人材センターに維持管理を委託していたものを、体育施設運営に係る町の臨時職員によって業務を遂行しようとするもので、運営事業の臨時職員賃金として70万7,000円を計上し、維持管理費のシルバー人材センター委託料を45万円減額するものです。

続いて、67 ページ議案第8号、土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例について、町立戸形公民館で、改修、修繕によって単独使用が可能となった施設の一部を、新たに研修室として貸室するため、使用料を条例で定めようとするものと説明がありました。

委員からは、施設の管理運用をシルバー人材センターから臨時職員へ変更することについて、高見山多目的グラウンドだけかとの質問があり、体育関連施設すべてにおいて運用したいとの説明がありました。

以上で質疑が終了し、生涯学習課所管の全議案について、全委員異議なく承認いたしました。

次に、住民環境課所管部分について、17 ページ塵芥処理費は予期せぬ原油高の高騰等により、町指定ごみ袋の購入費用が不足するため、不足分である209万5,000円の増額補正です。

委員からは、販売金額も増額になるのかという質問がありましたが、条例に規定する販売金額には今のところ変更はないが、経済情勢を踏まえた上で、検討していく必要があるという答弁がありました。

以上、住民環境課所管の議案について、全委員異議なく承認いたしました。

次に、健康増進課所管部分について、17 ページ地域自殺対策緊急強化基金事業32万7,000円は、県の基金を活用した事業で、自殺予防のパンフレットを購入し、広報への折り込みと商業祭などのイベントでの配布を行うものであり、全額が県費補助との説明でした。

委員からパンフレットの配布以外の活動は、との質問があり、現在のところは考えていないとの説明でした。

以上で質疑が終了し、健康増進課所管の議案について、全委員異議なく承認いたしました。

次に、人権対策課所管部分について、17 ページ児童館運営事業費3万円は、豊島児童館屋外のジャングルジム1基が老朽化により腐食し、危険な状態でありその撤去のための費用です。

次に 27 ページ改良住宅維持管理費 136 万 4,000 円は、大部改良住宅 1 件、湊崎改良住宅 1 件のシロアリ被害による住宅の修繕費です。

次に 29 ページ人権教育事務費 1 万 6,000 円及び 31 ページ学力向上総合推進事業 9 万 5,000 円は、来年度 12 月 6 日、7 日に開催されます第 66 回全国人権・同和教育研究大会香川大会のサブ会場及び分科会 3 会場が本町になっており、その準備として今年度徳島市で開催されます第 65 回の同大会へ派遣するため、職員 4 名分の参加旅費及び参加資料代を計上するものです。

委員から県外旅費 4 名の内訳について質問があり、大会に関係する各課の職員を派遣すると回答がありました。

以上で質疑が終了し、人権対策課所管の議案について、全委員異議なく承認いたしました。

次に、福祉課所管部分について、まず 41 ページ議案第 3 号、平成 25 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号は、一般管理事業として療養費、はり、きゅう、コルセット、海外療養費のレセプト点検業務に伴う委託料に 40 万 5,000 円、被保険者の社会保険加入等により発生する還付金 45 万 2,000 円、前期高齢者納付金の額の確定に伴う返還金の不足 9 万 3,000 円の増額補正であると説明がありました。

次に 51 ページ議案第 4 号、平成 25 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号は、被保険者の収入更正などにより発生する還付金 4 万 5,000 円の増額補正と前年度分の国庫支出金の精算に伴い確定した返還金 1,726 万 2,000 円の補正の説明がありました。

委員から国保特別会計の療養費に関して質問があり、執行部から療養費の種類や給付内容、レセプト点検の流れについて説明がありました。

以上で質疑が終了し、福祉課所管の全議案について、全委員異議なく承認いたしました。

以上で、教育民生常任委員会へ付託されました案件の審議内容の報告を終わります。ありがとうございました。

委員長報告に対する質疑

○議長（三枝邦彦君）

これをもちまして、各常任委員長の審査結果報告を終わります。

これより各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。質疑のある方、ご発言願います。

(挙手 上川議員)

○議長（三枝邦彦君）

9番 上川正衛君。

○9番（上川正衛君）

9番上川です。議案第6号、土庄町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について質問いたします。現在、土庄町の職員の皆さんも少人数で、日々業務をこなされております。そういった中で非常に職員が一人減るとするのは非常に辛いところではありますけれども、先ほど委員長の報告の中で、小豆島オーリーブスの存続のためにはということで両町から1名ずつ派遣という話が出ました。

それで、なおその中に職員が一旦退職するというような報告があったかと思うんです。それについて少し聞きたいんですが、退職して勤務が最高で3年間というふうに聞いておりますけれども、あと再雇用の道は残されているのかどうかをちょっと質問させていただきます。

○議長（三枝邦彦君）

総務建設常任委員長 川本貴也君。

○総務建設常任委員長（川本貴也君）

上川議員のご質問にお答えしたいと思います。上川議員がおっしゃる通り、1度オーリーブスへの派遣となりますと、職員の方は退職という形で委員会の方では話がありました。

で、かつ派遣した場合にも条件等、給与等そのままの労働待遇という形と委員会の中では聞いております。

また、その後の3年、法律上3年ということで、それ以降の再雇用の可能性ということでもありますけれども、当委員会の中では、同条件で再雇用があるというような形でお伺いしております。詳しくは、審議資料の中に条例文がありますので、そちらの方をご覧になっていただきたいと思います。以上です。

○議長（三枝邦彦君）

9番 上川正衛君。

○9番（上川正衛君）

9番上川です。確認させていただいたんですけど、再雇用というのは例えば派遣してですね、派遣されたところから、また町役場の方の職員として再雇用ができるかどうかというふうな意味で再雇用ということを知りました。以上。

○議長（三枝邦彦君）

総務建設常任委員長 川本貴也君。

○6番（川本貴也君）

上川議員のご質問にお答えします。3年経った後、土庄町職員としてという、また、戻ることができるのかということになりますけれども同条件、土庄町職員として再雇用は可能であります。以上です。

○議長（三枝邦彦君）

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑はこれをもって終了いたします。

○議長（三枝邦彦君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（議案第1号～第4号、議案第6号～議案第10号）

○議長（三枝邦彦君）

日程第2、議案第1号、平成25年度土庄町一般会計補正予算第2号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

平成25年度9月議会一般会計補正に対する反対討論を行います。まず初めに、一般会計補正予算の全体については、町民の暮らしに関わって必要な補正が行われていると理解し、町当局各課に対し敬意を表するものであります。

一方で、部分的な修正が必要であるとの立場から反対討論を行うことを、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議案書28ページ・29ページ下段から、30ページ・31ページの上段をお開きください。10款教育費、5項社会教育費、5目人権教育費として予算計上されている、全国同和教育研究大会への参加費用総額11万1,000円について予算計上に反対をします。

反対理由を述べます。国は1996年の意見具申をもとに、2000年事実上の同

和行政終結宣言に当たる特定地区への特別策の廃止と、一般行政への移行及び教育と啓発活動の一般行政化を法制化し、各地方自治体に対しその速やかな実行を求めて通達を出しています。

この度の全同教への職員派遣及びそのための公費支出は、同和行政の終結を宣言し地方自治体に対し、行政の健全化を求めた法の指針に真っ向から反する行為であり、到底町民からの理解を得られるものではありません。よって日本共産党は、本予算に対し反対するとともに、変更を求めるものであります。以上で反対討論を終わります。

○議長（三枝邦彦君）

賛成討論の発言を許します。

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

全同教、来年土庄町で分科会なんかを開催する予定でありますので、職員の研修は必要と思われまますので、賛成したいと思います。

○議長（三枝邦彦君）

他に討論はございませんか。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（三枝邦彦君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（三枝邦彦君）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第3、議案第2号、平成25年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（三枝邦彦君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 4、議案第 3 号、平成 25 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（三枝邦彦君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 5、議案第 4 号、平成 25 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（三枝邦彦君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (三枝邦彦君)

日程第 6、議案第 6 号、土庄町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (三枝邦彦君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (三枝邦彦君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (三枝邦彦君)

日程第 7、議案第 7 号、土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (三枝邦彦君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (三枝邦彦君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

- 議長（三枝邦彦君）
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。
- 議長（三枝邦彦君）
日程第 8、議案第 8 号、土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)
- 議長（三枝邦彦君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（三枝邦彦君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 8 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と叫ぶものあり)
- 議長（三枝邦彦君）
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。
- 議長（三枝邦彦君）
日程第 9、議案第 9 号、新たに生じた土地の確認についての討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)
- 議長（三枝邦彦君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（三枝邦彦君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 9 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と叫ぶものあり)
- 議長（三枝邦彦君）
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。
- 議長（三枝邦彦君）
-

日程第 10、議案第 10 号、字の区域の変更について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（三枝邦彦君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

議員の派遣

○議長（三枝邦彦君）

日程第 11、議員の派遣についてを議題といたします。

本定例会閉会中に議員の派遣についての申出書が提出されております。

詳細については印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については会議規則第 126 条の規定により議会の議決を得ることになっております。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしております申出書のとおり議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって申出のとおり議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（三枝邦彦君）

日程第 12、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長より、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり継続調査に付することに決しました。

一般質問

○議長（三枝邦彦君）

日程第 13、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

5 番 佐々木邦久君。

○5 番（佐々木邦久君）

おはようございます。一般質問でございますが、私の方からは銚子溪の今の周辺の動きについて情報が少々入っております。その分について、行政側の動きというのを聞きたいと思っております。

まず、土庄町で数少ない観光地の 1 つがお猿の国かと思っております。銚子溪のお猿の国ができたのが、50 年ちょっとぐらい前だったかと思っております。私が小学校のときに、冬休みに、元々あそこはサルがおった所ではございません。地元が豆を持って笛持って、子どもが他でおる集団のサルをあそこに引っ張っていったのが、あそこの始まりでございます。そういうところで島バスも 30 年ぐらいは景気良かったんですが、順次お客さんが減りまして、どうもサルが外で遊びだしたと。この分は被害を受けた人でなかったら、実際痛みは分かりません。最近では人にも危害を与えておりますが。こういう中で、私が自治会長をしようとした数年前に、大鐸の 4 つの自治会長、それと島バスの社長の中へ行政の農水課長が入りまして話し合いをしました。そのときに、なかなか話が前に進んで行きませんが、私はもう「あんたのサルに全部印付け」ということを言うんですが、そんなことできるはずがございません。最終の約束は、島バスが今の自然動物園の中のサルの管理と、今あの大曲りから銚子溪上がるのところへサルがようけ道端へ出ておりますが、その分を管理すると。あのサルは獲るという約束だったんです。地元としては、一旦離れたサルをどうするかということで、

私は笠ヶ滝、小馬越、肥土山ずっと囲いをせんかいう話で、電柵を数年かけてやりました。少々数は、降りてくる数は減りましたが、やっぱり今度は他の四海、北浦また池田の方にも動いておるといふようなこととございます。それで、最近話を聞いた中で、島バスがもうどうしてもあそこの売店等の管理をようせんと、誰か代わってくれといふことで、島外の人が入り込んだそうですが、横にサルが付いとると言ったら守りができませんといふようなことと戻してきたい話を聞いておりますし、今から後にしても数少ない観光地の1つ、それを行政としてどう考えておるんか、またどうしようもなしになったときに追い放しにされたら、我々住民は安定言いますか、楽しんで毎日の生活ができるような状態じゃなくなります。この辺につきまして、今の現状を担当の課長から説明お願いしたいと思ひますし、また町長の考えも聞いて、今私は高見山を絶対観光地にするべきだといふ考えを持っておりますが、それに合わせて今のところどう維持していくか、その辺の大きな問題についての話を伺いたい。また、最近テレビで宮崎ですか、議事を中止して消防団と警察ですか、500人から出て噛みつき猿を捕まえることをしたといふ話、テレビで見ました。最近そういうような状況が出てきておりますが、やっぱり作業が後手に回ったときには余計お金がかかろうかと思ひます。そういうことで、自分の考えとしては、今のあの場所をきちんとサルが出んようにしてしまふ、他の分は全部退治するいうぐらいのやり方をして、後の時代の人に渡していきたい、このように考えておりますので、答弁よろしくお願いしたいと思ひます。以上です。

○議長（三枝邦彦君）

企画課長 桑英彦君。

○企画課長（桑英彦君）

佐々木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

観光施設、銚子溪お猿の国周辺の小豆島バス株式会社所有の物件は、債権者の申し立てにより高松地方裁判所が差し押さえし、競売手続が開始されています。

今回、競売が実施された物件には、「銚子溪お猿の国」の観光客用駐車場として利用されている不動産が含まれており、仮に他の用途に利用される場合は、観光施設運営に大きな支障をきたすものと思われます。

この懸念に対しまして、高松高等裁判所平成25年ラ第56号によれば、本件不動産は、自然公園法に基づき指定された瀬戸内海国立公園第二種特別地域内にあり、実際購入し利用する上では、ニホンザルと一体的であり、現状以外の利用は困難であるとのこととあります。つまり、サルの管理等につき事実上当該競売物件の落札者が責任を負担せざるを得ない不動産であると判断をして

おります。

このことから、サル等の管理等につき責任を負うのは、現在観光施設を管理している業者であり、当該競売物件が落札された場合は、落札者が責任を負うものと考えております。

現在、管理している業者にはサルというものが存在している以上、きちんとした対応を継続して求めていきたいと考えております。

○議長（三枝邦彦君）

5番 佐々木邦久君。

○5番（佐々木邦久君）

そこまでは分かってるんです。この前、話聞きました。問題はそれから後どういう形になるか、もし今の状態で、現在の業者が他の業者が変わったとき、追い放されたら弱るのは住民でございます。それで、町として、また町の企画を一手にやっております課長として、どういう形が一番今から後に対していいか、手遅れにならないようにするにはどうしたらいいか、その辺を再度お伺いします。

○議長（三枝邦彦君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

基本的には現在管理している業者が、この競売物件を取得し、管理していく方法が一番いいことだと考えております。ご承知のとおり、銚子溪のニホンザルは県の天然記念物にも指定されており、観光資源として今後も活用していく必要があります。農作物等に被害が生じないように、サル等の管理につきましては、将来に渡り十分な配慮が求められているところであります。今後も猿害の被害防止の上で周知するとともに、現在管理している業者にはサル等の保護について十分な管理を求めていきたいと思っておりますし、町としても必要な観光資源でありますので、多くのお客さんが来るようPRの面で努めていきたいと考えております。

○議長（三枝邦彦君）

5番 佐々木邦久君。

○5番（佐々木邦久君）

ありがとうございました。これだけ言うていただいて、これをやってもらう現在の業者がそれをしておるかどうか、やっぱりそういうところを考えていけないかなと思いますし、私がちょっと言いました、ほんまにもう囲いこんで、そこへ出て来てるサルを全部放り込むいうぐらいの対策をせなんだら、あれだけ増えてきてるサルに対応するいうたら、土庄町だけでなしに横の町も一緒に

なって頑張らないかんかと思いますが、今のできる範囲でやっぱり行政の方は頑張っていたきたい。

最後になりましたが、町長にお伺いします。今、鳥獣害いうことでいろいろ我々百姓は弱ってございます。今一番みんながわいわい言いよんはイノシシでございます。このイノシシにつきましても人に危害を与えます。こういう分をなくす、住みやすい地域を作っていく、これは住民の責任もあります。

だけど、やっぱり遅れていったら 100 を殺すのに、500 を殺さないかんようになるかも分からん。そういうような状態から見ますと、観光を一つひっかけた上でどういう対応が今から土庄町に望まれるか、町として。町長も観光等については、力を入れてくれております。

今の状態から見ますと、前に私がいっぺん言いました、あそこのその駐車場、なんちゃ使い道ございません。若いとき、ようけ来よったときはあそこに交通整理する人が何人もおりました。それぐらい車がいっぱいでおりましたけど、今は蛙子池行くときに見ますとガラガラでございます。

なかなか次、この分で人を増やすということは難しいかと思いますが、その中でひとつ前の質問のときに出しましたが、昔、新池いう所にちょっと上から林道がありました。もう今は通れんようになっておりますが、ただ観光の方で頑張ってくれて蛙子池とその周辺に 1000 本の桜がもうきれいに咲いております。そういう分から見たら、あそこをもういっぺん開発する、またそういうような方向でものを考えていくということはどんなものでしょうか。町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三枝邦彦君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

佐々木議員のご心配は本当に危惧をいたしております。現時点で今、課長が答弁しましたように、所有者がいま競売物件ということで今もういっぺん出しております。その入札をいま注視をいたしております。裁判所としては、落とした人がサルを管理するというふうなことでございますので、その点は町としても毅然とした態度で臨んでいきたいと思っております。さらに新しい観光開発という視点に立ちますと、やはり銚子溪も先だっただけの土日はすごい人が来ております。そういうことを含めまして、桜とタイアップした観光施設としての整備というのもこれからの大きな課題であろうというふうに思っております。あの清流を大事にして、あれが見えるようにあの家を除けて、そこが一つの清流と滝を見られるような、そういう施設ができないかどうかを観光担当とは今検討はさせていただいているのが現状でございます。

○議長（三枝邦彦君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

おはようございます。2番濱中です。大きく2つの質問をさせていただきます。

土庄町の中心地に入院できる病院も子どもたちが学習する高校もなくなってしまいます。独立した町として許されないことだと思います。多くの町民から、議会も町も何をやっているんだというお叱りを受けています。2つの施設がなくなることに對して、今、土庄町が行おうとしている対策と将来の対策をお尋ねいたします。

まず、高校についてお伺いします。土庄町自治会連絡協議会は、現在の土庄高校の位置が小豆郡の中心地であることから、香川県に対して、新しい高校の建設位置を現在の土庄高校用地に変更するように働きかけるために署名活動を実施し、8月末に集計をしております。町長は先頭に立って、町民の声を知事にどのように伝えますか。そして、どのようにして知事に再考を促しますか。その熱意と方策をお尋ねします。

次に、病院についてお伺いします。6月議会において、町長は、土庄中央病院跡地利用委員会の中で、中央病院の跡地において、町における医療と福祉の核になる施設という方向で意見をいただきたい、と答弁しております。町長が、町づくりの中でどのようなものが必要か、具体的に指し示すことも重要だと思います。跡地における医療と福祉の具体案についてお尋ねします。

2つ目は、道路補修など、安全安心の町づくりに必要な予算の配分についてお尋ねします。道路、水路などの補修予算が少なく、補修が遅れております。

一方で、多額の予算が割り当てられる浄水場、新病院、一般廃棄物処分場などの建設については、計画に甘さがあると思われれます。大きな事業を十分に精査して、節約できるものは節約し、辛抱できるものは辛抱して、町民の身近な道路補修などにも心を配っていただきたいと思っております。26年度の道路などの公共施設の補修予算の増額をお願いいたします。

○議長（三枝邦彦君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

濱中議員の第1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

自治会連絡協議会総会において署名活動の実施を決議され、多くの住民・階層の署名をとりまとめたとのことではありますが、本町としてこの署名活動の結果は、真摯に受け止めなければならないと思っております。

高校再編問題は、県の所管ではありますが、通学条件、利便性等考慮すれば、

納得できない面があります。県においても、用地買収、通学に伴う安全面など様々な問題が出てくるだろうと予想されます。本町の実情を踏まえると、家庭の経済状況にかかわらず誰もが高校教育を受けられることや、充実した学校生活を送ることができる通学条件にも十分配慮されるべきものと考えています

今後も地元住民や議会の皆さん方をはじめ関係機関等と十分に連携を図り、魅力と活力ある高校の実現に向け努力を積み重ねてまいります。

○議長（三枝邦彦君）

健康増進課長代理 奥村忠君。

○健康増進課長代理（奥村忠君）

濱中議員のご質問の中央病院跡地関係部分についてお答えいたします。

第 6 次土庄町総合計画の中で町づくりの基本目標の一つとして「住み慣れた地域で豊かに暮らせるまちづくり」を掲げ、住民一人ひとりが健康寿命を延ばし、生涯にわたって生き生きと暮らせるよう、取り組みを進めているところでありますが、平成 28 年春の統合病院完成後の現中央病院跡地につきましても、その基本目標の実現に向けて、活用方法を検討しているところであります。

具体的には、土庄町における医療と福祉の核となる場所として活用してまいりたいと考えており、土庄中央病院跡地利用委員会を設置して、これまでに医療・福祉の専門家の方々からご意見をいただいたほか、次回からの跡地利用委員会には各種住民団体の代表者の方々にもご参加いただき、さらに幅広いご意見をお伺いし、町としての方針を取りまとめてまいりたいと考えております。

○議長（三枝邦彦君）

建設課長 樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

濱中議員の道路の補修など、安心安全の町づくりに必要な予算の配分についてのご質問にお答えいたします。

大型公共事業においては、基本設計や実施設計時に工事内容の経済性の比較を必ず行い執行しております。町道、集落道、水路に関して各自治会より毎年多くの改良工事や舗装修繕の要望が出され、現地確認をしております。町としましては、限られた予算の中で効率よく、緊急性を考えながら重要箇所を選定して公共工事を施工しております。平成 25 年度、当初予算の町道舗装修繕工事として 650 万円を計上しておりますが、毎年ほぼ同額でございます。この予算額では、自治会からの要望箇所の一部しか施工できないのが現状でございます。

今回、9 月議会の町道舗装修繕工事 300 万、町道局部改良工事 1,120 万、生活排水施設整備工事 580 万の合計 2,000 万円の補正予算を組ませていただきました。

また本年度、社会資本整備総合交付金事業の国費で町道舗装の路面性状調査を28路線、延長約50kmで行っております。来年度以降になりますが、傷み具合の激しい箇所への舗装工事を国庫補助金を活用して随時行ってまいりたいと考えております。一般財源で執行している修繕改良工事は財政的な制約もあり、平成26年度も町道舗装修繕工事は650万円程度の予定でございます。

今後とも各自治会とご相談しながら、緊急で重要な箇所の修繕工事を優先的に行い、町民の皆様が安全で安心して暮らせる環境整備と災害に強いまちづくりを進めていきたいと考えております。

○議長（三枝邦彦君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

2番濱中です。再質問をさせていただきます。

9月13日付け四国新聞によると、香川県は9月議会の補正予算に、小豆地域に整備する統合高校の基本設計費3,000万円の補正を提案しております。土庄町では自治会連合会が署名活動をしている最中にもかかわらず、年度途中に基本設計の補正予算を計上するということは何ということでしょうか。本当に心の底から怒りがこみ上げてきます。この怒りを知事にどのように伝えればよいのでしょうか。町長も町民と一緒に怒っていただけますか。

それから、2番目の安心安全のまちづくりなんですけれども、26年度も当初予算で650万というような話が今あったかと思いますが、国の補助金を使ってやる事業も含めて、できるだけ当初予算に計上していただきたいと思います。お願いします、町長。

○議長（三枝邦彦君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

濱中議員の再質問にお答えいたします。土庄高校の用地に新設高校をと、自治会連絡協議会の署名活動は町民としてやむにやまれぬ行動と理解をいたしております。私も地域のバランスを考えない県当局の決定には反対してまいりました。

昨年秋に東蒲生案が提案されたときも、土庄町は絶対反対を表明し、高校教育課長が来ました。次に教育長が来ました。また副知事も来ました。

ということで、その度ごとに土庄町としては反対という意思表示をしてまいりましたけれども、本年2月13日2,000万の調査費が予定しているとのこと、これを21日の代表質問で場所の質問をするとの情報が入りまして、県議とともに19日教育長に抗議を申しまして、場所の設定は待つてほしい、調査費はしよ

うがないというふうなことでお願いしましたけれども、その次の代表質問で知事が東蒲生にしたいと答弁をいたしたところでございます。

3月議会最終日の知事提案の25年度予算、その中には、東蒲生の調査費も入っております。県議会で全会一致で賛成で決定をしたところであります。高校は県所管の事務であります、本当に残念でたまりません。今回の結果につきましては、知事、教育長には強く申し入れをしたいと思っております。

しかしながら、手順を踏んでの決定ということでございます。それには、限りなく難しいと考えております。現在跡地利用の協議会が発足しております。土庄高校、小豆島高校の跡地の検討に入っております。

そういうことで、県議会では9月定例会、今回の定例会で東蒲生での基本設計の予算が計上されていると聞いております。町の中心である土庄高校の再活用につきまして、自治会やまた町民の皆様方の意見をまとめて、土庄高校の跡地をどういうふうにするかという検討をしていきたいと思っておりますし、仮に東蒲生に決まりましたとしても、国道436号線、与九郎さんの峠がこれが大変狭い、自転車通学には不適當ということで、自歩道の拡張を主張してまいりたいと思っております。そういう中で、皆さん方の意見をまとめながら、頑張らせていただきますのでご理解をいただきたいと思っております。以上でございます

○議長（三枝邦彦君）

建設課長 樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

町道の路面性状調査を今年度行っておりますので、その結果を待ちながら、国庫補助対象となりますのが、ひび割れが40%以上が補助対象となりますので、その辺の調査結果をもちまして、来年度以降、国費を活用しながら検討をしてまいりたいと思っております。ご理解をお願いします。

○議長（三枝邦彦君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

2番濱中です。町長の答弁を見ていると非常に悲しいものがあります。土庄町の自治会の会員が、土庄高校が小豆島の中心ではないかということを知りたいので、全く県の方が聞く耳を持たない。

その上に、まだ我々の心を逆なでするように基本設計の3,000万の予算も、これもまた何の相談もなくつける。全く町民を馬鹿にして、愚弄しているとか考えられません。本当に我々はもっと怒りを持って対応すべきだと思います。町長が言っているように跡地をどうするかという問題もありますし、あとイン

フラをどうするかという問題もあると思います。これは、我々の意見をまずぶつけて、それで県が、そしたらこういうふうなことをやりますから堪えてくださいと言ってからでも遅くはないかと思えます。

まずは、その怒りをストレートに知事に対してぶちつけることが、今我々に求められていることだし、我々がやらなければならないことだと考えます。

町長、自治会の陳情書を持って行くときに一緒に行っていただけますか。

○議長（三枝邦彦君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

濱中議員の再々質問にお答え申し上げます。自治会連合会の怒りはごもつともというふうには受け止めております。そういう中で、行政といたしまして、どういうふうに対応できるかということが、一番県との関係の中でございます。

そういうことを含めまして、皆さん方の思いは町民の総意というふうなことで、現時点でまだ集計が、集計が出次第、町としての態度を決めていきたいというふうに思っております。

ということで、皆さん方のご意見は知事、または教育長には早々に申し入れをしていきたいというふうに思います。

休憩

○議長（三枝邦彦君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 36 分

再 開 午前 10 時 50 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（三枝邦彦君）

再開いたします。

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

おはようございます。1 番日本共産党の福本耕太です。よろしくお願ひいたします。まず初めに訂正がございますので、報告させていただきます。本日質問予定にしております、2 番目のところなんですけれども、こちらでしたら2 枚目ですが、「豊島神愛館の撤退後、幼稚園はどうなるのか」というふうに書いてるんですけども、これは保育園の間違いです。謹んでお詫び申し上げて、訂正をさせていただきたいと思ひます。では、質問に入らせていただきます。

まず1 点目は、小豆郡内における養護学校の分校設置についての質問であります。長年、障害のある子どもを持つ家族から小豆郡内に養護学校の分校を設置してほしいとの切実な声が上がっており、この声を反映して、県は6 年前から小豆総合事務所内に養護学校の分室を設置して、先生の訪問による教育指導や家族の相談に応じる取り組みを行ってまいりました。県のこの取り組みに対し、障害のある子どもを持つ家族からは、心強くとても感謝していると喜びの声が寄せられていますが、通常高松の養護学校に通っている、なかでも肢体に重度の障害を持つ子どもの家族から、高速船での通学や寄宿舎生活で、時に子どもの命に不安を感じるといった声も上がっており、分校の設置の必要性は保護者だけでなく教育現場からも要望が上がっていると聞いております。障害を持つ子どもたちとその家族が安心して学び、子育てできるよう町として小豆郡内への養護学校の分校設置を積極的に進めていただきたいと思います。

あわせて2 つの質問にお答えいただきたいと思います。1 つ目は現在、町内で身体に障害を持つ児童、知的に障害を持つ児童はそれぞれ何人になりますでしょうか。2 つ目は、サポートに必要な行政、教育、医療の面での連携について町としてどういう認識をお持ちか、お考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

次の質問に移ります。2 点目は、豊島の瞳保育所の存続についてであります。現在、町が保育所の運営を委託している神愛館が再来年をもって豊島から撤退するという話が出ており、豊島住民からは今後の保育所の存続について不安の声が上がっています。保育所は島で暮らす子育て世帯と子どもたちにとって重要な施設であるというだけでなく、島の将来、未来にとって極めて重要な役割

を果たしており、地域社会を支える拠点の 1 つであります。神愛館の撤退について事実関係の説明を求めるとともに、保育園の存続について町がどう考えているのか認識をお伺いしたいと思います。

3 点目、最後の質問になります。豊島航路の島民積み残し問題について質問をさせていただきます。昨年夏、町は土庄、豊島、宇野を結ぶフェリー2 隻のうち 1 隻を廃止し、旅客船に切り替えることを発表しました。

ちょうど 1 年前のこの 9 月議会で、私はこの問題を一般質問で取り上げ、お盆や正月の帰省時に、そして春夏の芸術祭時に島民が船に乗れない事態、積み残しと言いますが、これが起きると指摘した上で拙速な旅客船への切り替えはやめるよう求めました。しかし町は、積み残しは島民に限っては起こさないと断言し、今年 4 月に旅客船への切り替えを行いました。

それから半年、今どうなったか。豊島住民の中で、積み残しをされた、生活航路のはずなのに、以前のように買い物をして船に乗ろうとしたら荷物を持ちこまないよう求められたという人が続出しています。さらに私は潜在的積み残しと呼んでいるのですが、次のような事態も起こっています。

小豆島フェリーは旅客船に島民枠として 5 つの席を確保していますが、観光客が並んでいる後ろから船着き場にきた島民は、観光客の前に回って船に乗ることに抵抗感を感じ、結局旅客船に乗れないという事態が起きています。

実際に経験された島民の方から話を聞くと、芸術祭でせっかく島を訪れてくれた観光客に、「私は島民だから優先よ、あなたは降りてね。」とは言えないと、1 時間半もの間、宇野港で次に来るフェリーを待っていたと言います。島民の積み残しは起きていると認識はされておられますでしょうか。

また、昨年 9 月議会で町は島民に限っては、積み残しは出さないと断言されています。昨年 9 月段階で断言できた理由は何でしょうか。答弁を求めます。

○議長（三枝邦彦君）

福祉課長 須浪宏和君。

○福祉課長（須浪宏和君）

福本議員の 1 点目のご質問のうち、障害児の人数についてお答えをいたします。

本年 9 月 1 日現在、18 歳未満の障害児の人数としましては、身体障害者手帳を持つ障害児が 16 名、知的障害につきましては、療育手帳を持つ障害児が 25 名となっております。

○議長（三枝邦彦君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

現在、小豆地域には、平成20年4月に高松養護学校の分室として小豆分室が設置されまして、現在、小豆総合事務所内で業務を行っております。教員は3名常駐しておりまして、障害の種別に関わらず、幼稚園、小学校、中学校などの訪問、それから教育相談、訪問教育などを行っています。

また、現在、高松養護学校及び香川中部養護学校には小豆島出身の児童生徒が多く在籍しておりまして、その在籍数は、高松養護学校が6名、香川中部養護学校が24名で合計30名在籍しております。また、郡内の特別支援学級の中にも特別支援学校相当の障害を持った児童が小豆地域で9名在籍しておりますので、分校を設置した場合の児童生徒数は、概ね40名になるかと思われます。また高松養護学校及び香川中部養護学校に在籍しております児童生徒は、先ほど議員がおっしゃいましたように、そのほとんどが寄宿舎を利用しております。

しかし、分校を設置するとなりますと特別支援学校の設置者は香川県になりますので、県立学校の設置となります。また設置場所の問題以外に、その性質上、専門性の確保とか児童生徒数に応じた教員の配置、また、障害の程度を勘案した施設や設備の整備など、分校とは言え本校並みの体制がどこまでできるかという課題があると考えております。

いずれにしましても、設置につきましては保護者それから香川県の意向を十分に把握しながら、今後の方向性を考えていきたいと思っております。また、その設置につきまして行政面、それから医療面の関係機関の連携ですが、現在2町及び医師等を含めた関係団体で小豆地域特別支援連携協議会を設置しておりまして、関係団体の意見交換並びに連携強化を図っております。設置となった場合には、この協議会を通じて支援を行い、町全体の特別支援教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

もう1点、豊島神愛館の撤退後、保育園はどうなるのかというご質問ですが、豊島地域の幼児教育につきましては、平成元年から町立唐櫃保育所の閉鎖によりまして、私立の瞳保育所が現在の神愛館の場所で引き継いでおりましたが、平成16年からは旧豊島幼稚園である今の場所で、幼稚園部も引き継いでもらっております。現在、瞳保育所には保育所籍が8人、幼稚園籍が9人、合計17人の児童が入所しております。

さて、乳児院である豊島神愛館は、数年後に坂出に移転ということをお聞きしておりますが、現段階では、瞳保育所が撤退するというお話は聞いておりません。よって、議員のご指摘の瞳保育所の運営につきましては、土庄町から契約解除をしないかぎり存続するものと理解しておりますので、よろしくお願

します。

○議長（三枝邦彦君）

企画課長 糸 英彦君。

○企画課長（糸 英彦君）

福本議員の豊島航路の関係につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、芸術祭期間中の乗れなかった人についてであります。観光客を含めれば旅客船につきまして乗れなかった人がいたことを承知いたしております。ただ、船の発着時間から推察すれば、多くは観光客であると判断いたしております。ただ、乗れなかった人については、盆の時期につきましては、増便のフェリーで十分対応できたものと考えております。

続きまして、航路の確保につきまして何が必要かということですが、現在、豊島航路は離島航路運営費等補助事業を活用して運営をいたしております。航路の赤字部分は、国費・県費・町費によって補填され、島民の足の確保の為に、宇野土庄航路確保維持協議会において、経営改善、利便性向上等について地元自治会長等と協議をいたしております。赤字による土庄町への財政の圧迫は、将来への航路の存続自体の懸念材料になりますし、利便性の著しい低下は、住民への負担となります。

これらを考慮しながら、住民サービスの低下を最低限にとどめ、航路を存続させることが今後最も重要なことだと考えております。

○議長（三枝邦彦君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

1 目目のですね、養護学校の設置についてですけれども、ぜひ町長にお答え願いたいんですが、いま最初に質問しましたけれども、設置してほしいという声非常に上がってきております。それについて、どのように町として認識されているかということ、それから取り組みとして前向きに取り組んでいただく、これは小豆島町とも連携して進めていかないといけない話になってくると思うんですけども、そのあたり、どのように考えておられるか町長の口からお聞きしたいと思っております。

2 目目の瞳保育所についてですけれども、いま閉鎖の話は聞いてないということで基本的にはいいと思うんですが、もし今、住民の方から不安の声が上がっているというのはですね、もしもそれができなくなった場合は町がきちんと保育所、幼稚園ですかね。これを豊島の方に責任を持って残していただけるのかどうかというところへんをお聞きしたいと思っております。

3 点目ですが、ちょっと質問の内容と答弁が食い違ったように私は感じるん

ですけれども、前回私が質問したときに何を聞いてたかと言うと、町の方ではですね、積み残しは島民に限っては絶対に起こさないようにするというのを、これ発言されてます。これ今もう一つ資料があるんですけども、これは隣におられる濱中議員さんが豊島のいま連合自治会長をされておられるんですけども、濱中さんがですね、フェリー会社の方にいくつか項目を上げて質問をされてます。この中で一番最初に質問されているところですね、豊島の住民枠というのが旅客船には設けられているんですね。この住民枠というのが5名になっているということなんですけれども、これがですね、町の説明と食い違うんです。町はですね、住民枠を超えてしまうと島民も旅客船に乗れないことになってしまうんです。だけど、前回切り替えをするときに島民は絶対に積み残しはしないということを町の責任ですとおっしゃられたんですね。こういう島民枠を設けていること自体が、まず矛盾するんです。

それから先ほど、それについて答弁をお願いしたいと思うんですけども、それから潜在的積み残しということも言いました。住民の方から、いろいろな意見お聞きしておりますけども、実際に乗れなかったという声もありますが、特にお盆の帰省時とか芸術祭時にたくさんのお客さんが来られるといったときに、豊島の方はですね配慮してですね乗らないということが実際に起きてるんですね。

こうしたことに対して、そういう心配を島民の方に向けなくてもいいようにして、これは生活航路だということをはっきりしてる訳ですから、そのためにどういう対策を取っていくのかということをご質問したんです。それに対して答えていただきたい。強調して申し上げたいんですけども、島民に限って積み残しは出さないということを、前回の9月議会で、去年の9月議会で町はおっしゃっておりますので、これは公式に議場で発言されてますので、そのためにどういうふうに取り組んでいくのか、現実には起きている積み残し、それから潜在的なこうした積み残しを出さないために、どう取り組んでいくのかということについて前向きな答弁を求めたいと思います。

○議長（三枝邦彦君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

福本耕太議員の再質問にお答えいたします。養護学校の件でございます。私も長い間、手をつなぐ育成会の会長を十数年やっております。保護者の皆さん方の県議会のときですが、要望がありまして養護学校を小豆島にぜひ作っていただきたいということで、文教厚生委員会というのが所轄の名前なんです、そこで質問したことがあります。

しかし財政的な面で、ちょっと小豆島は難しいという話で、その時は終わっております。ということで、現在でも養護学校を作っていただきたいという意見はあるんですけども、いろいろなアンケートと言いますか調べますと、高松の方がいいと言う人もおるんです。全寮制の方がいいとおっしゃる方もおりますので、そういう希望者をもっと精査して、それから前向きに働きかけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三枝邦彦君）

藤本教育長。

○教育長（藤本義則君）

福本議員の再質問についてお答えをさせていただきます。豊島地区における幼児教育の件でございますけれども、先ほど課長の方が答弁しましたように、神愛館の方が瞳保育所でもって、責任を持って幼児教育を進めていただいております。先ほどの話にもありましたように、全部で現時点では保育所の部は8人、幼稚園部は9人、計17人でございます。

しかしながら、今後少子化の影響で少なくなってくるものが考えられますけれども、これまで通り、神愛館との、また瞳保育所との町との契約の中で責任を持って、また信頼関係の中で幼児教育をしていただけるものと考えております。

なお、幼児教育は義務教育ではありませんけれども、これは市町村が責任を持ってする教育でございますので、その点については確実に幼児教育は今後も推進してまいりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いしたらと思えます。

○議長（三枝邦彦君）

企画課長 条 英彦君。

○企画課長（条 英彦君）

福本議員の再質問にお答えをさせていただきます。島民の方の乗れなかった人につきましては、観光客を含めてのあくまでも数であります。

この点につきましては、船の時刻表から換算し、宇野から豊島へ来る昼の便であります。この便につきましては、お盆の期間中、フェリーの増便で十分対応できたものと思っております。

基本的にはこの航路は国庫補助航路であります。航路というのは、人の生存権に関わるものであり、行政としては将来にわたって守っていかなければなりません。従いまして、現在の国庫補助金のベースを基本に運航することが最も島民にとって大事なことでと考えております。また、輸送につきましては現実に沿って航路協議会で自治連合会長さんを中心に検討し、できるだけ多くの住

民の意見を取りこめるように現在努力をいたしております。

また、潜在については、美術館等観光客の利用を、シャトルバス等の利用を参考に乗継ぎの利便性を高めることによってより多くのお客さん呼び込み、公共交通機関としての役割を果たしていきたいと考えております。

○議長（三枝邦彦君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

1 つ目の町長の答弁よく分かりました。ぜひ積極的に進めていただけたらというふうに思います。これは町民を挙げて、町全体を挙げて取り組んでいく問題だと思いますし、今高松に行かれてる方もおられるというお話ありましたけれども、高松にも行けるし、小豆島でも行けるという状況を、やはり確保していくことが必要だと思います。特に重度の障害のある子どもたちを持つ家族の方からは、やっぱり高速艇で高松まで行くということがですね、命の危険を感じるほど不安だという声も上がってますので、ぜひ島に分校の設置を進めていきたいと思っておりますので、ぜひ力を尽くしていただきたい、私ももちろん力を尽くしますのでよろしくお願いします。

2 つ目の瞳保育所、豊島の保育園の件ですけれども、町の責任で確実にやるという教育長の言葉もありましたので、そこは信頼して進めていっていきたいと思います。

3 つ目はちょっと、豊島の積み残しの件なんですけど、どうも質問の内容にお答えいただいている気がしないんです。潜在的な積み残しを交通の便でクリアするというようなことをおっしゃってましたけど、フェリーに乗れるか、フェリーの話をしてるんです。中のシャトルバスとかそんな話をしてるんじゃないかとフェリーの話をしてるんですけれども。旅客船の話をしてます、高速艇の話をしてるんですけど、限界がある訳ですよ、乗れる数にね。そういう中で、観光客の方がたくさん並んでおられて、後ろから豊島の方が来られたときに、豊島の方の優待枠があるんですけども、そこにはやっぱり豊島の方は行けないということをおっしゃってらるわけですか。それが潜在的な積み残しということをおっしゃるので、ちょっとおっしゃってらるのと話が食い違ってると思うので、よろしくお願いします。

そして、この濱中さんが質問された内容の中でですね、旅客船の方で、小豆島フェリー会社に質問されてる内容の中で、定員 79 名の船で 5 つの枠を島民のために取っていると。地元で、島に来る学校の先生なんかこの 5 人の中に入ってしまうと。こういう枠を設けてること自体がね、会社が設けてる、それを町が認めてること自体が、私が言ってる島民に限っては積み残しを出さないとい

う内容と矛盾するんじゃないですか、こういうことを認めるべきじゃないんじゃないですかと。

町がきちんと島民に限っては積み残しを出さないというふうにおっしゃられてる訳ですから、こういう枠を設けるとかじゃなくてですね、濱中さんもこの中でおっしゃられてるんです実際ね。5名の枠では無理ですと、10名くらいは最低必要だと。現地の方が言われてる訳です。

だけど、実際には5名の枠しか取れてない。こういうことが起こるから拙速な旅客船への切り替えというのはしない方がいいんじゃないですか、よく住民の方と相談をして丁寧に進めるべきじゃないんですかということも9月の議会で質問しております。

ですから、それに対して町の方は絶対に積み残しは出さないと、島民に限っては出さないとおっしゃられてるんですから、こういう5名の枠とかではなくて、きちんとした具体的な対策をですね示していただきたいと思います。きちんと時期も示してですね、3回しか質問できませんので、引き続き企画課の方へ行ってお聞きしたいと思いますけども、住民に説明のつく形で進めていただきたいと思います。質問を終わります。

○議長（三枝邦彦君）

企画課長 糸 英彦君。

○企画課長（糸 英彦君）

福本議員の再々質問にお答えをさせていただきます。旅客船につきましては、確かに豊島の5人枠がございます。この5人枠につきましては、船会社の厚意で行っていただけているものと思っております。基本的にはこの5名の方については前日からの予約ということで船会社には連絡をしておりますし、またそのように承っております。

また、乗れなかった人につきましては盆の期間中、フェリーの増便で少しの待ち時間で対応できたものと考えておりますし、またこの船の時刻表につきましては自治連合会長さんを中心に自治会で周知・連絡し、十分行き渡った結果だと認識をいたしております。

繰り返しますが、この航路は国庫補助事業であります。したがって、国の方針に基づきすることしかないということも再度お考えいただきたいと思っております。

○議長（三枝邦彦君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

3番山田です。本会議がある度に、土庄町における観光振興問題について、い

つも質問させていただいておりますけど、今回も同じく主題といたしまして、観光振興に関する一番最大の重要事項であります、海上交通問題について聞きたいと思います。

土庄町におきまして、過去何十年になるかも分かりませんが、歴代の町長、議長に四国フェリーグループより、高松航路高速船の無料乗船券の優待券の授与がありました。町の公務、出張に対してですね、無料で高速船に乗船できる特典でございます。この問題に関しまして、ちょっと追加ですね、これ書面のおり出してありますとおりですけど、県議も選出の、小豆選出の県議にも同様の特典があったと思います。

ただし、私が調べましたところ現在の谷久県議は県費でもって出張しているとのことで、優待券は使用していないという回答でございます。公務出張ですので、当然のこととして町の出張旅費から支払うべきであると思います。その出張旅費は当然支払ってないので、町の出費としては助かってるということはありませんけど、この高速船とかフェリーは非常に公共性の高い事業であります。公共性の高い事業に対してですね、町の執行部のトップである町長、また議会のトップである議長に対して、無料優待券を出してるということに対して、今時点は是正されております。

私が町議に受かりまして、監査委員になった時にこの問題点が非常に住民に誤解を招く行為でないかなと思ひまして、上川議長が誕生されたときに、上川議長がこの件に対しては優待券使ってなかったわけなんです。そういうことが分かりまして、「議長、これはもう今後こういうことはしない方がよろしいんじゃないですか」と私が意見言いましたら、その後議長の中では受理をしております。使用してありません。それから1年後くらいになって、去年1年後くらいに、町長にも「こういうことは執行部のトップとして町民に誤解を招くようなことは避けるべきじゃないですか」と申しましたら、町長もやめました。

そういう件ですけど、長年にわたり、出張旅費を払ってないということに対して、町の総務に関しても企画に関しても、疑問を感じなかったのかなという、強い私の疑問が生じたわけです。

それからですね、過去に観光振興委員会をつくりまして、この問題が町議会の中で問題になっております。問題になったにも関わらず、何年間もこの問題をそのままやってきたという経緯があります。そういう行為は四国フェリーは独立した海上交通機関でありますけど、これ建設業の業者なんかから町長とか議長がタクシー券なんかを受理して使用した場合は、明らかに収賄になると思います。

それから、この四国フェリーグループと土庄町の金銭のやり取りが明確にな

い企業に対しては非常に灰色部分じゃないかと思います。灰色の部分のことをずっと、土庄町において、また議会においてやってきたという、恥ずかしい行為じゃないかなと私は思っております。過去においても、観光振興特別委員会をつくって海上交通の業者と料金問題について安くしてくれという交渉をやっております。こういうトップが、こういうお金をもらっておりながら、適切な交渉ができたのかどうかというのは非常に疑問を感じる次第です。

そういう状況の中で町長に答弁を求めたいなと思っております。以上です。

○議長（三枝邦彦君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

山田議員のご質問にお答え申し上げます。

私は町長としては優待券はいただいておりません。と申しますのは、四国自動車航送株式会社、四国フェリーの前身のときに親父が株主になっており、親父がこの優待券を持っておりました。没後、株式等が私の方へ譲渡されたというようなことで、この株主優待券が四国フェリーからいただいているというようなことでございます。

町長になった当初、町費節減というようなことで町からは高松、土庄間の旅費をいただくずに、これで払ってたということでございますけども、昨年山田監査委員さんからのご指摘を受けまして、1社でそういうことをされますと町民から疑いの目で見られますよ、そういうことのご指摘をいただいたということで、これを改めて、いま現実には高松、土庄航路の料金を払って、あと町からいただいているというのが現状でございます。ですから、ご指摘をいただいたからということで、そうなったのは大変反省をいたしているところでございますけれども、優待券をいただいたからということで、私は偏った行動は起こしておりません。断固町民のための中立の立場は守ってきたと、そういうふうに自信を持って皆さん方に言えることができるというふうに思っております。

ただ、山田議員提案のフェリー料金という問題は、小豆島観光の大きなネックであります。料金の値下げ等々含めまして、これからもあらゆる方策を講じてフェリー料金の低廉化という努力を今後とも続けてまいりたいというふうに思っております。

また、それとともにフェリー賃を払ってでも行きたい島づくりというのは大きな小豆島観光の課題であろうというふうに思っているところでございます。この小豆島にテーマ型また体験型、グルメそういう3本柱でもって滞在型の観光地そういうものを目指して、旅館で宿泊をいかにして増やしていくかということも1つの大きな流れであろうというふうに思っております。

そのための努力を今後とも続けていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（三枝邦彦君）

3 番 山田建之君。

○3 番（山田建之君）

今、町長の回答より、町長は株主としての優待券ということは理解いたしました。私も株主優待券は、当然他のフェリー会社の、人だけ乗るときのをいただいております。そういう経緯はよく分かりました。ですから町長としてもらったものでないと、使用しているものでないということも分かりました。ですけど、果たして過去の町長、何人かの町長、あるいは過去の議長、果たして全て株主であったかどうかは疑問であると思えます。当然、町長、議長として使用させてもらったんじゃないかなど。当然、出費せないかん金額についてですね、出費せずにしていることに対しても公金の使用目的に対する疑問を感じます。

それから、先ほど福本議員から説明がありました、答弁を求める質問の件に関してですね、障害児とその家族は高速艇で高松へ通っているということを知りまして、町長、議長がこういうものを受理せず、障害児たち、その家族がですね使用できる無料とか半額とか、そういう券は今どういうふうになっておるでしょうか。福祉課で、無料とか半分とかそういうことは今なされておるでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。質問内容の中で、今日はちょっと急に思いついたんで、聞きたいなと思えます。

○議長（三枝邦彦君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

山田議員のご質問にお答えします。急な質問でしたが、高松の方へ通われている障害児の通学については、国の方の補助金がございますので、一部補助金で賄っているということです。

○議長（三枝邦彦君）

3 番 山田建之君。

○3 番（山田建之君）

その場合は全額ですか。それとも半額とか3分の1とか、そういうふうなのをちょっと知りたかったわけなんですけども。

○議長（三枝邦彦君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

基準額の半額でございます。

○議長（三枝邦彦君）

7番 泊 満夫君。

○7番（泊 満夫君）

7番泊でございます。平成25年度9月議会においては、大きく2つの点についてご質問をさせていただきます。

まず初めに、町のオリーブ振興政策の今後の方向についてお伺いをいたします。オリーブの需要は、塩蔵製品、化粧品、食用油、あるいはオリーブ牛、さらにはオリーブハマチなど、その需要は今後ますます高まっていくと考えられます。現在、小豆島においては両町でオリーブトップワンプロジェクトと言われる組織がありますが、その組織体制、その目的、さらには取り組み方針についてお伺いをしたいと思います。また、オリーブ産業の行政の取り組みは、農業や商業、観光においても、今後ますますその需要が高まってくると考えられています。この小項目のお尋ねとしては、今後の取り組みの基礎数値として必要となってくる小豆島全体のオリーブ果実の生産量、さらにはオリーブオイルの生産量、耕作面積について、小豆島町との比較の上ご説明をお願いしたいと思います。3項目目としましては、今後生産量の拡大を目指すためには、企業の生産拡大はもとより、個別オリーブ農家の指導、育成、さらには新規参入者を増やす政策をも必要と考えますが町としての方針をお尋ねしたいと思っております。

次には大きな2項目目でございます。

先の6月議会におきまして、私から町長選出馬の件について質問をさせていただきました。そのときの答弁は「私の進退については、現在熟慮中ということでご理解をいただきたい」との答弁をいただいております。選挙まで残り考えられるところ、あと3か月、その進退について再度町長の所信をお伺いしたいと思います。

以上2点についてご質問をいたしますので、明快なる答弁をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（三枝邦彦君）

農林水産課長 前田満照君。

○農林水産課長（前田満照君）

泊議員の1項目目のご質問に対してお答えいたします。

小豆島のオリーブ製品は島内外からの需要が高まり、農業者、農業生産法人等が県費補助を受け、オリーブ栽培面積を拡大し、生産拡大を行ってきています。

町の取り組みにつきましては、オリーブ生産者、香川県農協、両町と小豆農業改良普及センター、農業試験場小豆オリーブ研究所で構成しています小豆島オリーブ振興協議会でオリーブの振興を図っております。

取り組み内容につきましては、オリーブ栽培初心者の定着と栽培技術の向上を図るため、研修会を開催し、栽培管理の平準化を進めるため、オリーブ栽培チェックシートにより、個別指導を行っております。また、生産者のオリーブの栽培への意欲を増すため毎年園地品評会を行い各賞を交付しております。オリーブトップワンプロジェクトの構成員につきましては、小豆島オリーブ振興協議会とほぼ同じでございますが、この中には販売・加工を行っている方が加入しております。この会の目標は、小豆島として統一した目標のもとに関係機関が連携し、揺るがないトップワンの地位を確保するための取り組みを行っていかうというものでございます。

町といたしましては、小豆島オリーブ振興協議会とオリーブトップワンプロジェクトの活動を通じたなかで協議を行い、オリーブの振興に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、泊議員の2項目目のご質問にお答えいたします。

平成24年度においての実績でご説明いたします。オリーブの栽培面積は土庄町が36ha、小豆島町92ha、小豆島全体では128ha栽培しております。小豆島全体の果実の生産量は約133tでございます。その中では新漬け用、オリーブオイル用、化粧用があります。オリーブオイル用として扱うオリーブの果実の生産量は約7.8tでございます。

生産者でオリーブ搾油機を所有している栽培者は土庄町で3軒、小豆島町で12軒でございます。

栽培面積につきましては、小豆島全体で昭和39年の最盛期の106haを超え、今後も増加傾向にあります。

続きまして、泊議員の3項目目のご質問にお答えいたします。

平成21年12月の農地法の改正により、一般法人の農地の貸借での農業への参入、農業生産法人の農地所有ができるようになり、また農地の取得面積が緩和されたことによりまして、オリーブの栽培面積が増加してきました。

町においては農業生産法人等が平成21年度から、耕作放棄地再生利用緊急対策事業、オリーブ生産拡大推進事業の補助事業を行い、耕作放棄地を3.5ha再生しオリーブの栽培を行ってきています。

今後も、この事業を活用し耕作放棄地対策として、オリーブの生産拡大に向けて推進していきたいと考えております。

農業生産法人、一般法人につきましては、まとまりのある農地でオリーブ栽

培を行い、栽培面積、収穫量とも増加の傾向にあり、生産、加工、販売の6次産業化を行っておりますが、農家につきましては高齢者が多い上、経営面積が狭くオリーブ栽培における収益は上がっていないのが現状でございます。町といたしましては、オリーブ栽培の農家数を減らさず、更に増やすために小豆島オリーブ振興協議会の専門員の個別指導を受け、良質で平準化したオリーブを栽培し、地域ブランドである「小豆島オリーブ」を生産しているという栽培意識、意欲を高め、6次産業化を視野に入れたオリーブ栽培を関係機関と連携をとりながら進めていきたいと考えております。

島外からの移住者につきましても空き家バンクと併せてオリーブ栽培を推進していきたいと考えています。

○議長（三枝邦彦君）

7番 泊 満夫君。

○7番（泊 満夫君）

オリーブ栽培の関係でございますけれども、やっぱり土庄町において小規模の形で1反から多くて5反まで栽培している方もいらっしゃるんですが、企業としてはそれ以上の耕作面積を持って行われておる訳でございますが、やはり企業が栽培面積を大きくするのはそれだけ剪定するいわゆる技術を持った方々や、あるいは果実を採取する、あるいは実にするかあるいは油にするかによって、特に油にする場合にはやっぱり搾油機、400万から800万する大きな搾油機を持たないと、なかなかその収益も上がりにくいという状況がございます。

まして個別の農家であれば、搾油機そのものが今、平たく皆さん方が順番に使えるようなものが我が町にはございません。結果としてJAさんに実を提供する。その実をいわゆる果実、塩蔵用としてきれいな実を出すときの値段と、あるいは油にするときと約半分、800円と1,500円ぐらい大きく差がございます。

これはやっぱり、個別の農家がやる気を持つと言いますか、やっぱりやりがいのあるやり方をするのであれば、どこかで行政も含めてですね、搾油機を設置し、あるいは既存の持っておられる方のところへ行って、使用の許可をいただきながらですね、より多くの、せっかく汗水垂らしてやってる訳ですから、果実で出すよりもオイルで、例えば「泊オリーブ」ということで生産者の顔が見えるような形で6次産業化まで発展させていくことによって、よりやりがいのあるオリーブ栽培ができるのではないかと考えています。

そこらあたり土庄町として展望を持ちながら今後取り組んでいただきたいのですが、その点について再度お伺いをいたします。また、そういった方々の寄り合う場所ですね、町の方針をきちっと打ち出して、ともに町の発展のために、あるいは事業者の生活の確保のためにやられたらいかがですか。そういう

ことで再質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（三枝邦彦君）

農林水産課長 前田満照君。

○農林水産課長（前田満照君）

先ほど泊議員が言われましたオリーブの収益を出すためにはどういうふうにしたらいいかということですが、オリーブはオリーブ漬けや化粧品に加工することで、商品の数はたくさん上がります。でも、農家の感覚で生産量を増やすというのは、壁が高い、障壁があると言えます。他の収入基盤を持ちながらされている企業が、今の6次産業化を行っています。オリーブだけではなかなか農家収入を上げる訳にはいかないのです。そのためには搾油機を持っている栽培業者とか、そういうふうな方々の手助けをいただきながら6次産業化、農家の方々にも収益を上げるように推進していきたいと考えております。

○議長（三枝邦彦君）

7番 泊 満夫君。

○7番（泊 満夫君）

オリーブの件については、まだまだいろいろ企画立案をし、いま小豆島町と会することはできませんので、我が町としてのとるべき方向をですね、今からその骨格をつくり上げていっていただきたいということを念押しをしておきたいと思います。

そして、冒頭の質問でありました町長の去就についてよろしくご答弁をお願いします。

○議長（三枝邦彦君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

泊議員のご質問にお答え申し上げます。

私の進退についてですが、平成18年1月の町長就任の際に、2期8年が一つの区切りとの思いがありました。町政のさらなる発展を目指すには、2期は必要であると考えており、さらに80になろうとする頃でございますから、3期以降につきましても、状況を見て判断すべきと考えておりました。解決すべき課題もあり、6月議会の時点では熟慮中とお答えをいたしましたけれども、やはり年齢を考えると、気力、体力等を勘案し、苦渋の決断の結果、3期目の町長を担うことは難しいとの判断から、今期の任期満了をもって町長職を退任することといたしました。

今後は、町の現状を把握し、将来に向けた考えを持って施策を実行でき、町を新たな飛躍へと導く、元気溢れる若い人に町政の舵取りを委ねたいと考えて

おります。熟慮の結果であるということをご理解くださるようお願いを申し上げます次第であります。

今期の任期満了までの残された 4 か月間、町長としての職務の総仕上げといたしまして、全力をもって町政運営に当たってまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きご支援、またご協力をお願い申し上げます次第であります。

閉 会

○議長（三枝邦彦君）

これにて、一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。これにて平成 25 年 9 月土庄町議会定例会を閉会いたします。皆様、誠にお疲れ様でございました。

閉 会 午前 11 時 49 分